

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月及び同年11月

昭和47年に信託銀行から財形信託に加入すれば、財形信託から私の国民年金保険料を支払うことができるとの勧誘があった。私の夫は、47年10月から財形信託に加入しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和47年10月に加入した信託銀行の財形信託から、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、信託銀行が保管する財形信託の個人別残高明細表には、申立人の夫が同年10月から57年6月までの間、財形信託に加入していたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号が記載されている払出簿には、信託銀行を利用して保険料を納付していたことを示す「信託銀行分」の記載があることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和48年1月に申立期間直後の47年12月から48年6月までの国民年金保険料が納付済みとされているが、本来、現年度納付とされるべきところ、過年度納付されたこととなっており、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立人の夫が財形信託に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで

私は、申立期間①当時、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②当時は、市役所の窓口で保険料を納付していた。申立期間①及び申立期間②当時、国民年金手帳に検認印を押してもらったり、納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、任意加入中、かつ、その前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は 8 か月と短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄のうち、保険料が納付済みとされている昭和 36 年度から 38 年度までの期間には、検認印が押されているが、39 年度には検認印が押されていないことから、申立期間①について検認方式により、保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人は、納付書により国民年金保険料を納付していた時もあった。

たと述べているところ、申立期間①当時、申立人が居住していた区では、集金人や区役所で保険料を納付することができない被保険者等に対して、区が被保険者の希望により納付書を発行し、金融機関等でも保険料を納付することができたが、区役所で保険料を納付していたとする申立人が、あえて納付書を取り寄せ、保険料を納付していたとは考えにくい上、区役所では過年度納付書により保険料を納付することができなかつたことも確認できることから、申立人が、申立期間①について、納付書により保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 40 年 6 月まで

私が実家で療養していたところに、母親から将来のために国民年金に加入した方がよいと勧められたので、自分で区役所に行き、加入手続をした。

加入手続の際に、過去 1 年分ほどの国民年金保険料をまとめて納付し、その後、実家で生活していた時期は、何度か区役所に行く機会があったので、その際に区役所窓口で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家で療養していたところに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金に加入した記録は存在しないが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では申立人の氏名が確認できる上、申立人は、当時発行された国民年金手帳を所持していることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったと認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和 39 年 10 月 1 日に発行されていることから、このころに国民年金の加入手続を行ったと推認できるが、加入手続を行ったにもかかわらず、国民年金保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、加入手続時に国民年金手帳を受け取った時の状況について具体的に記憶しているとともに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間、50年7月から同年9月までの期間及び平成9年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで
③ 昭和50年7月から同年9月まで
④ 平成9年1月
⑤ 平成10年12月から11年3月まで

私は市役所の職員に勧められて、国民年金制度開始前の昭和35年に国民年金に加入した。

国民年金保険料については当初、売上金の集金に来る金融機関の職員に渡し、その後、口座振替による納付に変更した。

また、平成9年1月の60歳到達後に市役所で満額の受給資格を得るには何か月納付するのか確認したところ、19か月と言われたので、口座振替で国民年金保険料を納付することとした。ところが19か月を超えても引き落とされていたことが明らかになったため、保険料の還付を受けたのに、その直後に平成10年12月前後の未納分として5万8,000円の国民年金保険料の督促があったので、督促を受けた国民年金保険料を納付しなかった。

各申立期間については国民年金保険料を納付しており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、いずれも6か月及び3か月と短期間であり、当時、申立人の住所など生活環境に大きな変化はなく、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、途中の申立

期間②及び③が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②及び③においては、申立てのとおり、金融機関の職員が集金の際に、国民年金保険料を預かって納付していたことが確認できる。

さらに、申立期間④については、1か月と短期間であり、満額の受給資格を得るために60歳以降も国民年金に任意加入したとする申立人の動機は明確であり、加入の手続を行いながら、最初の1か月のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人が所持している平成9年分の確定申告書（控）から、国民年金保険料を1年分納付していることがうかがえる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妹についても、国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、同一日に国民年金に加入しているが、保険料が未納となっている。

また、申立期間⑤については、申立人は未納の督促が来たが、還付があった直後であったため、督促された保険料を納付しなかったと主張しているところ、督促を受けたとする額は、申立期間⑤の保険料額とほぼ一致していること、及び申立人が居住する市では当時督促状を発行していたことが確認できることから、申立人は、申立期間⑤の保険料の督促を受けたものの納付しなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間、50年7月から同年9月までの期間及び平成9年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から同年12月まで
② 昭和46年7月から49年3月まで

私は、結婚した昭和44年に、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳の交付を受けた記憶がある。

国民年金保険料の月額記憶はないが、結婚後においては、私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付していた。

申立期間①は夫のみ納付済みとなっており、役所から来た書類を破棄したり放置することはないので、申立期間①及び②における私の保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金保険料を一緒に納付したとしている申立人の夫の特殊台帳では、昭和45年10月から46年3月までの6か月分の国民年金保険料を46年3月に納付したという記録が認められるが、申立人は、そのうちの3か月である申立期間①が未納となっており、不自然である。

また、申立人の特殊台帳の昭和45年度の納付月数欄には6か月と記載されているが、当該年度の各月欄の納付済みの印は9か月分と相違しており、行政側の記録管理の不備が認められる。

2 申立期間②については、申立人は、昭和46年に転居した先で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人及びその夫の国民年金手帳にはその住所の記載がなく、その後51年7月に転居した際の住所が記載されている

ことから、申立期間②の住所変更手続きが行われておらず、納付書が届かなかった可能性も考えられる。

また、申立期間②の直後である昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人及びその夫共に国民年金の住所変更手続きを行った時期である 51 年 7 月に納付していることが認められ、その時点で、さかのぼって納付可能な 49 年 4 月以降の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしている申立人の夫についても、申立期間②は未納となっている。

加えて、申立期間②について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 40 年 5 月から 44 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 44 年 12 月まで

私の母親は、国民年金制度発足当時、町役場で私の国民年金加入手続を行って保険料を納付しており、私が昭和 37 年 5 月に上京して厚生年金保険に加入した後も、40 年 3 月ごろまでは町役場で保険料を納付し続けていた。その後、私は、40 年 5 月に厚生年金保険を脱退した時から私が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、40 年 5 月から 44 年 12 月までの期間が国民年金に未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

また、私は、社会保険事務所から、私が厚生年金保険に加入していた昭和 37 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については還付しているとの説明を受けたが、還付された記憶がないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 37 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人が所持する国民年金手帳の検認印により納付済みであるが、この期間は厚生年金保険被保険者期間であったため、51 年 10 月に還付決議が行われた記録となっている。

しかしながら、特殊台帳に記載された還付決議期間には、申立人が厚生年金保険の被保険者であった昭和 40 年 4 月が含まれておらず、行政側の還付事務処理に不適切な点がみられるとともに、国民年金被保険者名簿の還付年月日欄には他の期間についての還付年月日の記載はあるものの、37 年 5 月から 40 年 3 月までについての還付年月日の記載がないことから、当該

期間の保険料は還付されていなかった可能性がある。

- 2 社会保険オンラインシステムでは、申立期間のうち昭和 40 年 5 月から 44 年 12 月までの期間が国民年金の未加入期間とされているが、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人は、35 年 10 月に国民年金被保険者資格を取得して以来、申立期間中にその資格を喪失しておらず、41 年 5 月には住所変更手続を行っていることも確認できる。また、次の 3 に述べるとおり、申立期間のうち未加入とされている期間中に国民年金保険料の領収書が発行されていることなど、当時、行政側の事務処理に不手際が認められることから、申立人は、当該期間は国民年金の加入期間であったと考えるのが相当である。
- 3 申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、申立人が所持している国民年金保険料の領収書には一部漏れがあるものの、様式及び記載状況等から当時社会保険事務所において作成されたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料については、申立人が所持している国民年金手帳の検認印及び特殊台帳により、明らかに納付済みであるところ、平成 20 年 6 月に還付決議が行われているが、この期間は、本来、国民年金の強制加入期間であり、誤って還付決議が行われたものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 44 年 12 月までの期間については、申立人は、42 年分の国民年金保険料を納付したことを示す確定申告書を所持しており、43 年分及び 44 年分の保険料も納付していたが、確定申告書を火災により焼失したと証言しており、当該期間が行政の不手際により未加入とされていたこと、及び現に 42 年分の確定申告書を所持していることなどを踏まえれば、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の主張には特段不自然さは認められない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 44 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。しかしながら、この期間のうち、昭和 40 年 4 月は厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から43年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和40年10月に会社を退社してからしばらくしたころに市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、加入した時に未納となっていた分を納付書を使用して、さかのぼってまとめて金融機関で納付するとともに、その後の分は集金人に納付したはずである。また、申立期間②の保険料については、市役所の支所を通じて前後の申請免除期間の追納分と共に納付書を作成してもらい、郵便局でさかのぼってまとめて納付したはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が国民年金加入手続を行ったと主張する市役所の支所は、当時実在し、当該手続を行っていたことが確認できるとともに、加入手続を行った時に未納となっていた国民年金保険料は納付書を使用して金融機関で納付したなどとする申立人の記憶は、具体的かつ鮮明であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月に払い出されていることが確認でき、この時点の国民年金保険料額よりも41年6月から同年12月までの保険料額の方が安価であること、及び加入した時の42年12月から43年3月までの保険料が未納となっているのは不自然であることを踏まえれば、申立人が申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間前後の申請免除期間の追納を行った際に、未納となっていた国民年金保険料をさかのぼってまとめて一緒に納付したと主張しているところ、申立人は昭和 54 年 6 月 20 日に追納したことが確認でき、この時期は、第 3 回の特例納付が実施されていた時期であったとともに、申立期間②は、強制加入期間で保険料納付が可能な期間であった。

また、申立人は、納付書を使用して申立期間②の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、昭和 54 年当時は市役所の支所に申し出れば納付書を入手することが可能であったことが確認できるとともに、納付したとする保険料額も実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、昭和 54 年当時、申立人と一緒に勤務していた職場の同僚は、「申立人から未納となっていた過去の国民年金保険料をまとめて納付してきた話を聞いた憶えがある。」旨証言している。

加えて、申立人は、申請免除期間の保険料を追納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から51年9月まで

私は、昭和53年4月に転居した際、市役所で、国民年金保険料が未納となっており、このままでは失効する、今なら未納期間の保険料を全部納付すればつながると言われた。その後、納付した時期や正確な金額は憶えていないが、夫の退職金から申立期間の保険料を市の窓口で現金で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した時期は憶えていないとしているところ、申立人が所持する領収書から、昭和53年4月から同年11月までの保険料を同年11月に納付していることが確認でき、かつ、申立人が当時居住していた市が保管する被保険者名簿から、51年10月から53年3月までの保険料を同年11月に過年度納付していることが確認できることから、申立人が、同時期に申立期間の保険料を特例納付していたとしても特段不合理な点は認められず、この時期は、第3回特例納付実施中の期間であり、申立人は、当時の記録上強制加入者であったと推認される。

また、申立人は、申立期間の保険料として、いくら納付したか正確な金額を憶えていないとしているが、申立人の夫は、「当時、私には退職金があり、申立期間の保険料を納付するだけの余裕はあった。」と証言しており、申立人から当委員会に提出された申立人の夫の預金通帳の写しから、当時、申立人の夫に退職金として支払われていたとする金額と同額が振り込まれていることが確認でき、その金額は、申立期間の保険料を納付するのに十分な金額である。

さらに、申立人は、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2101

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から56年6月まで

私は、申立期間当時、会社に勤務していたが、厚生年金保険に加入しているとは思っていなかったため、国民年金保険料を納付していた。しかし、昭和55年10月から56年9月までの期間について、厚生年金保険に加入していることから、56年11月に同期間の保険料が還付されたが、申立期間が厚生年金保険の加入期間ではなく、未加入期間とされている。還付された保険料を返納するので、申立期間を納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月に国民年金に任意加入し、その後、56年9月まで継続して保険料を納付していたことから、その途中の申立期間を含む55年10月から56年9月までの期間についても、当時、国民年金の任意加入期間とされていたと考えるのが合理的である。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和56年11月に前述の申立期間を含む55年10月から56年9月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できるが、厚生年金保険に加入していない申立期間についてまで保険料が還付されていることから、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私と私の夫は、昭和 57 年 4 月に勤務先の会社を退職し、自営業を始めたので、夫が、夫婦二人分について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後、毎月、銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、確認できる範囲では、夫婦同一日に保険料を納付していることから、基本的に、申立人夫婦は一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、その夫は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料が納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も同期間の保険料が未納とされている。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 6 月まで

私と夫の国民年金の加入手続は、夫が会社を退職してから数年後、夫が行ったはずである。国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一緒に納付しており、期間をさかのぼり、保険料をまとめて納付したこともあったと思う。申立期間の保険料については、一緒に納付していた夫の分は納付済みであるのに、私の分のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付し、期間をさかのぼって、まとめて納付したこともあったと思うと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 10 月に連番で払い出されており、特殊台帳から確認できる範囲では、申立人及びその夫は、同一日に保険料を納付したとされていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、特殊台帳により、申立期間の夫自身の保険料を第 1 回特例納付により納付していることが確認でき、申立期間当時、申立人は、特例納付により保険料を納付することができる強制被保険者であったことから、申立人の夫が申立人の保険料と併せて特例納付したとして特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2104

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和48年4月ごろに町役場で国民年金の加入手続きを行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、保険料を前納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2105

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 38 年 8 月に、両親の経営する店に来た集金人と母親が行ったはずである。国民年金保険料は、母親が納付していたはずであるのに申立期間の保険料が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったと主張しているところ、申立人の 3 人の兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、この 3 人についても、申立人の母親が加入手続を行ったと推認され、申立人の一番上の兄は、「自分達兄弟の国民年金の加入手続は母親が行い、保険料も母親が納付していたと思う。」と証言しており、申立内容と一致している。

また、申立人の 3 人の兄の保険料は、国民年金に加入後、それぞれ独立するまでの間すべて納付済みであり、申立人の母親は、5 年年金に加入し、保険料をすべて納付していることから、申立人の母親の年金制度への関心及び保険料の納付意欲は高かったものと認められ、申立人のみ加入当初の保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 12 月に払い出されており、前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、41 年 1 月から同年 2 月までの間であると推認され、その時点においては、申立期間の当初数か月を除く期間は、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であり、納付することが可能で

あるにもかかわらず、保険料の納付意欲が高い申立人の母親が納付しなかったとは考え難い。

加えて、時効にかかる数か月間については、納付を行う年度の2年度前の年度当初までさかのぼって保険料を収納していた実態が、社会保険事務所の措置として散見されることから、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたとしても、特段不合理とは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2106

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年6月まで

私は、国民年金に加入しなければならないという話を聞いたので、集金人が自宅に来た時に夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。

最初は集金人に国民年金保険料を納付していたが、途中から納付書に現金を添えて郵便局又は銀行で納付していた。

昭和40年から全期間納付しているはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った直後の昭和40年1月から国民年金保険料を納付し始め、以降の国民年金加入期間において、申立期間を除くすべての期間の保険料を納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の特殊台帳によると、納付状況が確認できる昭和40年1月から47年3月までの期間について、一部、保険料が過年度納付されている期間はあるものの、大半の期間の保険料が現年度納付されていることから、途中のわずか3か月の申立期間のみ保険料を納付していなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2107

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の保険料については、私が区役所で 3 か月ごとに納付し、領収書をもっていた。子供を連れて農道を歩いたり、自転車に乗って区役所に行ったことを覚えている。

申立期間を含めて経済的に困ったことはなく、確かに保険料を納めていたはずなのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に加入した当時の状況や、申立期間における保険料の納付方法などについて具体的かつ鮮明に記憶しており、その記憶は当時の制度と一致していることが認められる。

また、申立期間はいずれも 3 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は昭和 42 年 8 月に任意加入して以降、国民年金加入期間において、申立期間を除きすべて保険料を納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続や第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続などを適切に行っていることから、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年3月まで

私の妻は、申立期間当時、金融機関や区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間について、妻の保険料のみが納付済みで私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1回、かつ、4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後は国民年金保険料を長年にわたり納付済みとなっていることから、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の妻が金融機関や区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付済みであることが確認でき、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時も実在しており、保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、その記憶は具体的かつ鮮明であり、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 37 年に、父親から国民年金への加入を強く勧められ将来のことを考え、市役所で加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、多忙で市役所に保険料を納付に行くことができずにいたところ、集金人が訪問して来るようになり、集金人に相談して納付書を発行してもらい、まとめて納付していたのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間である。

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、集金人に相談して納付書を発行してもらい、加入手続を行った翌年の昭和 38 年にまとめて納付したと主張しているところ、申立人の居住していた地域においては、集金人による国民年金保険料の収納が開始されたのは同年 7 月からであることが確認できる上、申立人の国民年金手帳は 37 年 10 月 3 日に発行されており、申立期間の保険料については、社会保険事務所で納付書を発行してもらい過年度納付することが可能であり、現に申立期間直前の昭和 36 年度分の保険料は、国民年金手帳の発行日からみると過年度納付されていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、生涯、美容師で生計を立てることとしていたことから、父親から国民年金への加入を強く勧められ、昭和 37 年に加入手続を行ったとしており、申立人の加入動機は明確であるとともに、申立期間を除く国民年金保険料はすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立内容には信憑性^{ひよう}が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月6日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、平成4年11月6日にA社で資格喪失し、同年12月1日にB社で資格取得となっているが、実際はA社のグループ会社であるB社所有の物流倉庫に継続して勤務していた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間について、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成4年12月1日にA社から関連会社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年10月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主の保管している被保険者資格喪失届に記載された資格喪失日は、平成4年11月6日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入

されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和30年12月12日に、資格喪失日に係る記録を31年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月12日から31年4月1日まで
自身の年金記録について記録漏れがある可能性が高いので、「ねんきん特別便」により厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について、A社B営業所の記録は無い旨の回答をもらった。

当該期間は、A社のC部B営業所事務員として勤務していた。

A社発行の在職証明書を証拠として提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び人員名簿により、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人とほぼ同時期にA社B営業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、事業主は、申立人の申立期間における身分職名は「^{しよ}傭」だったとし、「給与明細書等の資料は残っていないが、『^{しよ}傭』という身分であっても採用と同時に厚生年金保険には加入させていたはず」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、A社の人員名簿及び同僚の証言により、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出をし、申立期間の保険料を納付した」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年12月から31年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所では、A社本店において、昭和48年8月31日に資格喪失し、同年9月1日出向先のB社で資格取得したと記録されているが、出向期間はあったが、勤務は継続しており、厚生年金保険の加入期間に空白が生じるはずは無い。

私は、昭和46年4月1日から平成12年3月31日まで継続してA社に勤務しており、在職を証明する「職歴証明書」があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年9月1日にA社本店から関連会社のB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店に係る昭和48年7月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年8月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月12日から27年1月12日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが受給した記憶がないので、社会保険事務所で確認をしたところ、厚生年金保険被保険者期間調書に「脱退手当金の支給はありません」と表記された回答をもらった。しかし、オンラインデータは脱退手当金が支払い済みのままになっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金の支給が無かった旨の記載がある昭和62年2月発行の厚生年金保険被保険者期間調書を社会保険事務所から受領している上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約9か月後の昭和27年10月27日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年10月1日に厚生年金被保険者の資格を取得し、49年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、A社B工場における厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月から48年7月までは5万2,000円、48年8月から49年7月までは7万2,000円、49年8月は9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から49年9月1日まで
私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を得た。

昭和42年3月16日から、一貫してA社に勤務しており、47年10月1日から49年9月1日までの期間、同社B工場に駐在し、研究開発をしていた。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の証言及びA社から提出された従業員台帳の写しにより、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間は同社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した昭和47年から49年までの源泉徴収票の写しにより、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、C基金から提出された「加入者記録票」によると、申立人は、申立期間も記録が継続していることが確認でき、同基金では、「申立期間に係る厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出は、複写式の届出様式により、同基金に提出したものと同一内容のものが社会保険事務所に提出されている」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社B工場において、申立人が主張する昭和47年10月1日に被保険者資格を取得し、49年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C基金の加入者記録票から、昭和47年10月から48年7月までは5万2,000円、48年8月から49年7月までは7万2,000円、49年8月は9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和34年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月1日から同年12月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらったが、転勤であり、同一会社に所属していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事発令、雇用保険の記録及び同僚が作成した継続勤務の証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和34年12月10日に同社本社から同社B工場に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和34年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「保険料を納付したか否かについては不明であるが、申立人の申立てどおりの届出は行っていない」と回答していることから、事業主が昭和34年11月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から 37 年 8 月 3 日まで
② 昭和 38 年 5 月 2 日から 40 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 12 日から同年 12 月 30 日まで

A社、B社及びC社で勤務していた厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、C社を足の怪我のため退職し、退職後も他社で仕事をしていたので、脱退手当金を請求するはずがない。

また、脱退手当金の支給を受けるのであれば、同じ会社の被保険者期間の一部ではなく、すべての被保険者期間の脱退手当金を受け取るはずである。当時、脱退手当金という制度を知らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②を含むB社の昭和 37 年 11 月 8 日から 40 年 3 月 31 日までの一部期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかし、申立人がこの期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 3 回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は申立期間に勤務していた事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間が比較的短期間であり、脱退手当金を支給されたとする当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者ではなかったものの、

数社に勤務し、厚生年金保険を継続する意思が認められることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 44 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 44 年 2 月まで

昭和 43 年か 44 年ごろ、夫が自営業になったので、私が市役所で私と夫の国民年金の加入手続を行った。

その際、係の方に、空白になっている期間は国民年金保険料を納付した方がいいと言われ、その場で夫の分と併せて約 3 万円の保険料を納付したところ、私と夫の国民年金手帳の頁の表、裏の枠一杯に丸い領収印を押しにくれた。

申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年か 44 年ごろに、申立人の夫が会社を辞めて自営業になったため国民年金の加入手続を行い、その際に市の職員に言われて申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違している。

また、申立人の夫は、昭和 41 年 3 月から 42 年 5 月までの期間及び同年 9 月から 44 年 3 月までの期間は、厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人の夫が会社を辞めた時点では、申立期間の大半は申立人がさかのぼって国民年金に加入できない期間であるため、国民年金保険料を納付することはできず、申立人が別の番号で申立期間に任意加入していた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付する場合、時効により申立期間すべての保険料を納付することはできず、申立人の主張と矛盾する。

加えて、申立人の夫は、申立期間の大半が、厚生年金保険加入期間であり、

国民年金に加入することはできない期間であるため、申立人が申立期間について、夫の分と併せて国民年金保険料を納付したとは考えにくい。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 40 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 40 年 7 月まで

私の元妻は、昭和 37 年 9 月ごろに市役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、元妻は、同出張所で納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印を押す方法により保険料を徴収していたことが確認できることから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、申立人の元妻が、昭和 37 年 9 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、元妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 1 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住する区が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の被保険者資格の取得時期が昭和 60 年 1 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行い、結婚するまでは母親が保険料を納付してくれたが、結婚後は私が主に送られてきた納付書により銀行で保険料を納付してきており、未納にしたことはないはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、昭和48年12月ごろに転居した区で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の所持する国民年金手帳の記載や納付書の発行状況から、同区への国民年金の住所変更届は51年8月に行われたことが推認され、それまでの間国民年金保険料の納付書が届いていなかった可能性がある。

また、申立人は、収入の状況によって保険料を納付できなかったことはないとしているが、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料の免除を受けていることが認められる。

さらに、申立人は、納付書により定期的に国民年金保険料を納付してきたと記憶しているところ、申立期間①及び②に近接する時期のうち、昭和47年4月から同年6月までについては納付期限から6か月以上過ぎて納付していること、48年4月から49年3月までについては、申請により保険料の免除を受け、その後56年に追納していること、及び51年4月から同年6月までについては、本来の納付期限から3か月近く過ぎて納付しているなどの状況がみられ、必ずしも定期的に納付していない時期もあったことが散見され

る。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 5 月まで

私は、申立期間当時は会社に勤務して保険料を納付してきた。その当時の資料は、私の手元にも会社にも残っていないため、それが国民年金か厚生年金保険かは特定できないが、その当時の住所地で国民年金に適用され、年金加入記録があることから国民年金保険料は納付したはずである。国民年金の加入手続は、申立期間当時に勤務していた会社の経理担当者が行ってくれたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、払出簿作成終了後の昭和 62 年ごろであると推認され、その時点において申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続は、申立期間当時に勤務していた会社の経理担当者が行ってくれたと記憶していると主張しているところ、その経理担当者は、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶はないと証言している。

さらに、申立人からの口頭意見陳述においても、申立期間当時の国民年金の加入状況や保険料の納付状況について、具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の妻は、昭和 36 年に自宅に来た区役所の職員から、「国民年金に加入することになりました。」と言われたので、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。私自身は国民年金の加入手続も保険料納付も行っていないが、36 年 4 月から妻が私の代わりに自宅に来ていた集金人に保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住していた区では、昭和 37 年 4 月当時、国民年金の強制加入対象者のうち未加入者に対して国民年金手帳記号番号を払い出し、国民年金手帳を作成して徴収員が未加入者の自宅に届けると共に、国民年金保険料を徴収しており、申立人の当該記号番号も夫婦連番で払い出されていたことが確認できるものの、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料についても、申立期間のうちの国民年金加入期間が未納となっている。

また、申立人は、転居先の市役所において、昭和 41 年 1 月に別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されており、その際、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を時効消滅前の 39 年 4 月までさかのぼって過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年に自宅に来た区役所の職員から、「国民年金に加入することになりました。」と言われたので、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。自分では国民年金の加入手続を行っていないが、36 年 4 月から自宅に来ていた集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住していた区では、昭和 37 年 4 月当時、国民年金の強制加入対象者のうち未加入者に対して国民年金手帳記号番号を払い出し、国民年金手帳を作成して徴収員が未加入者の自宅に届けると共に、国民年金保険料を徴収しており、申立人の当該記号番号も夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料についても、申立期間が未納となっている。

また、申立人は、転居先の市役所において、昭和 41 年 1 月に別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されており、その際、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を時効消滅前の 39 年 4 月までさかのぼって過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 44 年 7 月まで

私が 20 歳になった昭和 39 年 1 月ごろに、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その時発行された国民年金手帳は焼失したが、その色は後に発行され現在所持している手帳のベージュ色より濃い黄土色だったように記憶している。

国民年金保険料の月額が 100 円ぐらいと記憶しており、集金人や区役所の出張所で数か月分まとめて納付していた。

結婚するまでは母親が自分と私の保険料を、結婚後は母親か私が二人分の保険料を一緒に納付していたので、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 39 年 1 月ごろに、国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人や区役所で納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 44 年 8 月に払い出されており、その時点では、申立期間の過半が時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の大半において、国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2117

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 7 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 7 月まで

私は、社会保険事務所で年金受給の手続を行った際、昭和 63 年 10 月に申立期間の国民年金保険料が還付金として支払われた記録が残っていると説明を受けたが、還付請求の手続を行ったことや還付金を受け取った記憶が無く、申立期間の保険料が還付されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間であり、昭和 61 年 4 月にさかのぼって国民年金第 3 号被保険者期間に種別変更されていることから、保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間の保険料を申立人名義の銀行口座に還付していたことが確認できる上、昭和 63 年 11 月 2 日に当該銀行の申立人の指定口座に社会保険庁から国庫金が入金されていることが確認できるとともに、その金額も申立期間の保険料額と一致していることから、申立人に対して申立期間の保険料が還付されていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月まで
親又は私が、時期は記憶にないが、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けた記憶がある。
国民年金保険料の月額記憶はないが、結婚後においては、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付していた。
役所から届いた納付書等を破棄したり放置することはないので、申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 46 年に転居した先で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人及びその妻の国民年金手帳にはその住所の記載がなく、その後 51 年 7 月に転居した際の住所が記載されていることから、申立期間の住所変更手続が行われておらず、納付書が届かなかった可能性も考えられる。

また、申立期間の直後である昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人及びその妻共に国民年金の住所変更手続を行った時期である 51 年 7 月に納付していることが認められ、その時点で、さかのぼって納付可能な 49 年 4 月以降の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしている申立人の妻についても、申立期間は未納となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年12月まで

私は、昭和42年に転居先の市役所で夫の国民年金加入手続を行った。国民年金保険料については、私が夫婦二人の国民年金手帳を市役所に持参して一緒に納付していた。申立期間のうち、昭和42年分の確定申告書を所持しているにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和42年に市役所で申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年7月に払い出されていることが確認でき、それ以前の申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料の納付ができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の妻が所持する昭和42年分の確定申告書には、国民年金保険料の納付額が記載されているものの、実際に保険料を納付した場合の夫婦二人分の保険料額とは一致しないことから、当該記載は、既に国民年金に加入し保険料を納付していた申立人の妻のみの納付額と考えられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年3月までの期間及び52年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から40年3月まで
② 昭和52年7月から53年3月まで

私は、厚生年金保険を脱退した後、昭和39年12月ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入してからしばらくの間は郵便局で、その後は銀行で夫婦二人分を一緒に納付しており、納付したことを示す金銭出納帳も所持しているにもかかわらず、申立期間①が未納、申立期間②が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する金銭出納帳を見ると、国民年金保険料が納付記録上現に納付済みとなっている期間については、当該保険料を支出した記載が確認できるものの、申立期間①及び②についてはその記載が見当たらない。

また、申立人は、昭和39年12月ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は40年12月に夫婦連番で払い出されており、申立内容と相違しているとともに、夫についても、申立期間①及び②と同じ期間の保険料がそれぞれ未納及び申請免除となっている。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料がほかに無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2121

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで

私と私の妻は、昭和 57 年 4 月に勤務先の会社を退職し、自営業を始めたので、私が、夫婦二人分について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後、毎月、銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、確認できる範囲では、夫婦同一日に保険料を納付していることから、基本的に、申立人夫婦は一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、申立人の妻は、申立期間の保険料が未納とされている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行った。加入当初は、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたが、その後、金融機関の口座振替により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、当初は、毎月、集金人に国民年金保険料を納付し、その後、口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その夫も申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 2 月ごろに国民年金の加入手続を行った。加入当初は、私の妻が毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたが、その後、金融機関の口座振替により保険料を納付していた。妻が私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 2 月ごろに国民年金の加入手続を行い、当初は、申立人の妻が、毎月、集金人に国民年金保険料を納付し、その後、口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月までの期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻も同期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の妻が、昭和 48 年 2 月に市出張所に婚姻届を提出した際に、窓口の職員から、私の国民年金の加入手続をするように勧められたので、妻が私の加入手続を行った。

その際に、窓口の職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められたので、今まで納付していなかった 10 年分の保険料をまとめて市出張所で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が婚姻届を提出した際に、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の加入日から、昭和 48 年 4 月であると推認されるが、この時点では、10 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市出張所で納付したと主張しているが、申立人が納付したとする保険料額は、申立人の加入手続後に実施された特例納付時に納付した場合の保険料額と大きく相違しているなど、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の記録は、昭和 47 年 4 月以降の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、48 年 4 月に国民年金の加入手続を行った際に、その時点で、市出張所で納付可能な 47 年 4 月からの保険料を納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月から同年12月まで
② 昭和28年3月から同年7月まで
③ 昭和29年3月から同年7月まで
④ 昭和29年9月から同年12月まで
⑤ 昭和30年2月から同年7月まで
⑥ 昭和30年9月から同年12月まで
⑦ 昭和31年2月から同年7月まで
⑧ 昭和31年9月から同年12月まで
⑨ 昭和32年2月から同年7月まで
⑩ 昭和32年9月から34年1月まで

私は、A社のB工場において申立期間①から④までの期間、また、C社において申立期間⑤から⑩までの期間、それぞれ季節労働者として、魚をさばく職人として勤務していた。

申立期間以外は失業保険を受給していたが、申立期間中は厚生年金保険に加入していたはずである。保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る申立期間①から④までについて、申立人が記憶している季節労働者である同僚も同社同工場において厚生年金保険の加入記録が無い上、社会保険事務所の保管する同工場の被保険者名簿を確認したところ、半年程度の短期間の被保険者はほとんど確認できないことから、当時、同工場では季節労働者は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

C社に係る申立期間⑤から⑨までについて、申立人が記憶している申立

人と同じ地方から集団で就業した季節労働者にも厚生年金保険の加入記録は無いことから、当時、同社では、厚生年金保険の取扱いについて、労働者ごとに区別をしていたことがうかがえる。

C社に係る申立期間⑩について、同僚の厚生年金保険記録を確認したところ、照会できた3名全員が自身の記憶している入社時期より遅い時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、同僚に照会したところ、「昭和28年10月からC社に勤務していたが、記録では30年8月25日に厚生年金保険に加入したことになる。当時、健康保険及び失業保険のみ先に加入し、厚生年金保険には後から加入したことを覚えているので、厚生年金保険に未加入の期間は臨時の期間だと思っている」と証言している。

さらに、申立人と同時期に入社した同僚も、申立人と同日（昭和34年2月10日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 31 日まで
社会保険庁に照会したところ、申立期間についてA社での厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、実際は申立期間についてA社に勤務し、毎月の給与から保険料を控除されていた。

保険料控除を確認できる資料は無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間について、同社が業務を受注している元請会社の造船部門における作業現場で、電気溶接等の業務に従事していた事実は確認できる。

しかし、A社の役員及び作業現場での監督員は、「申立人は同社と下請負契約をしていた一人親方のグループに所属していた」と証言している。

また、当時のA社の事業主は、「請負契約をした者については、厚生年金保険に加入させていなかった」と証言している。

さらに、申立人はA社での雇用保険の加入記録が無い。

加えて、申立期間について、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無い上、同社は既に解散していることから、人事記録等の申立てに係る事実を確認できる関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 36 年 12 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた申立期間について脱退手当金の支給を受けたことになっているが、脱退手当金の制度すら知らず、納得できないので、もう一度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、A社を退職した約1か月後の昭和37年1月19日に婚姻による氏名変更がされており、申立期間の脱退手当金は同年3月2日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものと考えられる。

また、A社の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年12月1日から19年3月31日まで
② 昭和19年4月1日から同年9月30日まで
③ 昭和20年4月2日から同年12月31日まで

私は、旧制高校を繰上げ卒業し、昭和18年12月1日からA社B事業所に技手として勤務し、19年4月1日から本社に籍を置き委託生として専門学校で1年間学んだ。20年4月2日から再びA社B事業所で勤務し、同年12月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②についてA社(現在は、C社。)に勤務していたことは、申立人の勤務に係る詳細な記憶から推認できる。

しかし、申立期間①及び②については、申立人は技手及び専門学校生であったと申し立てているところ、労働者年金保険法の被保険者となるのは、筋肉労働者の男子工員のみであったことから、申立人は被保険者とならなかった可能性が高いものと考えられる。

申立期間③について、申立人は「専門学校で1年間就学させてもらったことに恩義を感じ、心情的にA社B事業所の空襲後の後片付けをした」と述べているが、申立人が、「空襲後の後片付け」に、同社の従業員として、従事していたかどうか定かではない。

また、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

さらに、申立人が唯一記憶していた上司の名前を社会保険庁のオンライン記録から検索したが、該当者は見当たらず、また、同僚の名前を記憶していないことから、保険料控除に関する証言を得ることができない。

加えて、A社は、申立期間に係る保険料納付等に関する書類は保管していないと証言している。

このほか、昭和17年1月1日から21年7月までのA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認しても、申立人の名前が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年10月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間はA社（社名変更後、B社）に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。

保険料控除を確認できる資料は無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社があったとする地域を管轄している法務局の商業登記簿では、同社の商号で法人登記された記録は無いとしている。

さらに、申立人は事業主の氏名以外当時の同僚等についても記憶が無いとしていることから、同僚に照会を行うことができず、事業主も連絡先が不明である上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間についてはA病院に勤務していたが、正看護婦の資格を取得するため、退職しB学校に入学した。

社会保険庁の記録では脱退手当金支給済となっているが、当時、年金のことは知らなかったし、脱退手当金の手続きをした覚えは無く、受け取った覚えも無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA病院の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和 39 年 7 月 1 日の前後に資格喪失した 25 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、21 名について支給記録が確認でき、そのうち 14 名が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡が取れた 1 名は、事業主から脱退手当金についての説明があり、受け取ったと証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 22 日から 39 年 11 月 7 日まで
社会保険庁の「ねんきん特別便」を見て、A社に勤務した期間について脱退手当金として受給した記録になっていることを知った。

社会保険事務所の回答によると、同社を退職後 1 年も経った昭和 40 年 11 月 27 日に支給済みとのことだが、脱退手当金の請求手続きをしたり、受け取ったりしたことは無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意志に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から社会保険事務所へ回答したことを示す表示が確認でき、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨を示す「脱」表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から5年9月1日まで

社会保険庁の記録では、私がA社で勤務していた平成3年6月から5年9月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録から、申立人は申立期間の一部（平成4年9月1日から5年9月1日まで）について、同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、A社が加入していた健康保険組合及び企業年金連合会において記録されている申立人の健康保険被保険者資格及び厚生年金基金加入員資格の取得日は、いずれも平成5年9月1日であり、これは社会保険庁において記録されている厚生年金保険の資格取得日と同様であることが確認できる。

また、B市国民健康保険の記録から、申立人は、申立期間当時に同市において国民健康保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立期間に係る配偶者の国民年金記録は、第1号被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認でき、その前後の配偶者の国民年金記録は第3号被保険者であることから、申立期間当時、申立人は厚生年金保険に加入していないことが推認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、A社においても、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間の経過により廃棄しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 26 日から 39 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所で調べてもらったところ、昭和 36 年 4 月 26 日から同年 11 月 26 日までA社における厚生年金保険の加入記録が出てきた。しかし、申立期間についても同社で継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた妻から、「夫は、A社に3年間位は勤務していた」との証言があるものの、入退社日についての記憶が曖昧であり、在職期間を特定できない。

また、A社は昭和 55 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、人事記録等の関連資料を得ることができない。

さらに、申立期間及びその前後にA社に在籍していた従業員 10 余名に照会を行ったが、連絡を取ることでできた8名中5名が「申立人を覚えていない」、3名が「申立人を覚えているが、入退社日を覚えていない」としており、その中の一人で、社会保険の届出を含む事務全般に携わっていた従業員も、「申立人が社長専用車の運転手をしていたのを覚えているが、申立人の退社日を覚えていない」としている。申立人自身も、同じ業務に就いた前任者、後任者の名前を覚えていないなど、同僚等の証言により申立人の在職期間を確認することはできなかった。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、申立期間に係る申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答があった。私は、昭和 18 年に旧 A 国 B 市にある女学校卒業後、「本社は C 市にあり、しっかりしている会社だから心配無い」という学校側の薦めもあって、同年 4 月に同市にある E 社に入社した。総務課の文書係として働いてきたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 18 年 3 月に旧 A 国 B 市にある D 学校卒業後、同年 4 月に同市にある E 社に現地採用されており、当時、一緒に入社した同僚 6 名の名前を記憶し、その中の 2 名と共に E 社の前で撮った写真を保持していることから申立期間において勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険への女子の加入が開始されたのは、昭和 19 年 10 月からである。

また、厚生年金保険法が、適用される地域は「内地」である現在の日本国内のみであり、「外地」であった旧 A 国の E 社現地法人に勤務した期間は、厚生年金保険法は適用されない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月29日から35年9月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。昭和26年11月から44年11月まで、申立期間も含めて一貫してA社に勤務していたのに、申立期間の被保険者記録が欠落するのは納得できない。
当該期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に係る被保険者記録のある同僚が、申立人は、申立期間も含めて同社に継続して勤務していたことを証言していることから、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のA社の経理担当者についても、「同社に継続して勤務していた」との従業員からの証言があるにもかかわらず、申立人同様に、昭和29年10月1日に資格喪失の後、37年5月1日に資格の再取得をしていることが同社の厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、申立期間当時A社に勤務していた者で、同社に係る被保険者記録の無い者が確認できることから、同社では厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の給料明細書等の資料を所持していない上、A社では、当時の資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、申立期間当時のA社の事業主は既に亡くなっている上に、経理担当者も高齢で証言を得ることが困難なため、当時の厚生年金保険の加入取扱い状況を聴取することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで

私は、公共職業安定所の紹介で、昭和 38 年 12 月から A 社で勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について A 社に勤務していたことは、複数の元同僚らの証言により推認できる。

しかし、A 社では、昭和 38 年 10 月 2 日から 39 年 11 月 30 日までの期間に、新たな厚生年金保険被保険者資格を取得した者の確認はできず、同年 12 月 1 日に全社で 15 名の被保険者資格取得者が確認でき、申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚も「厚生年金保険の資格取得は入社してから 1 年か 1 年半後に取得した。資格取得する前の期間に厚生年金保険料を控除されていたかは覚えていない」旨の証言をしている。

また、社会保険事務所が保管する A 社の事業所別被保険者名簿を調査したところ、昭和 37 年 5 月 1 日（A 社の新規適用日）から 40 年 3 月までに被保険者資格を取得した者の健康保険番号に欠番、重複等の不自然な記載も見られない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、かつ当時の事業主も亡くなっているため、証言等を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年9月30日まで

私は、昭和58年7月にA社を定年退職し、同社で厚生年金保険に加入したまま関連会社であるB社に再就職した。社会保険庁の記録では再就職後3か月間は標準報酬月額が、41万円とされているが、昭和58年10月から59年9月までの12か月間の標準報酬月額が38万円とされ、59年10月から退職した62年3月までの期間は41万円とされている。昭和58年7月以降、B社の管理職として勤務し、給与は変更がなく、管理職の同僚と同じ給与だった。

申立期間の標準報酬月額の38万円を41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に閉鎖されており、当時の事業主から「存続会社であるC社に、申立人の申立期間に係る資料があるかもしれない」との回答があったことから、C社に照会をしたが、申立人の申立期間に係る書類は処分されており、当時の報酬月額について確認することができなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚等からも申立人の給与の実態及び厚生年金保険料控除について証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、58年4月1日付けで厚生年金保険に加入した者（2名）も同年10月1日に標準報酬月額の変更が行われていることからみて、申立人の標準報酬月額の変更が、同年10月に行われていることについて不自然さはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立て内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 27 日まで

平成 3 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 27 日まで、A 社の代表取締役として報酬 100 万円を得ていたが、7 年 2 月ごろ保険料を滞納したため社会保険事務所の指導で厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の手続きを余儀なくされた。その際、私の標準報酬月額がさかのぼって減額されたことは知らなかった。十分な説明も受けないまま標準報酬が遡及して減額されてしまったことに納得がいかない。また、減額された期間は本来の標準報酬月額相応の保険料を報酬から控除されており、実態どおりの標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立人が事業主であった事業所が、平成 7 年 4 月 4 日に、平成 3 年から 6 年まで 4 年間にわたる標準報酬月額算定基礎届を取り消し、標準報酬月額をそれぞれ適用月に遡及して減額訂正したことが確認できる。

しかし、申立人は申立期間当時、「保険料を滞納したことで社会保険事務所の職員と協議した」と述べていることから、厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として、標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 34 年 1 月 12 日まで
社会保険庁の記録では、A事業所に勤務した昭和 32 年 11 月から 34 年 1 月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、先輩に教えてもらいながら注文家具の製作をしていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA事業所は、地方法務局の目録によると、昭和 32 年 5 月 10 日に設立していることが確認できる上、申立人は、同事業所に入社する際の経緯、同事業所の所在場所及び職務内容等を具体的にかつ詳細に記憶していることから、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶している同僚については、住所や連絡先が不明であるため、保険料控除に関する証言を得られない。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与をもらおうと封を切らずに両親に渡していたとしているため、保険料控除に関する記憶が無いと述べている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から 32 年 12 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間において勤務していたA社については厚生年金保険の適用事業所とはなっていないとの回答を得た。しかし、中学を卒業した昭和 31 年 5 月に同社に就職し、32 年 12 月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険に加入していたと主張するA社は、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名に関する記憶が曖昧^{あいまい}であることから、事業主や同僚からも申立てを裏付ける証言を得ることができず、保険料が控除されていたかについての具体的な記憶も無い。

さらに、申立人が当時の事業主もしくは専務として記憶していた者についても申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料（給与明細書等）は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。